



防地労(防)第427号

30.8.15

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

理事長 中村 範明 殿

防衛大臣 小野寺 五典



独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成29事業年度における業務の実績に関する評価の結果について(通知)

標記について、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の11第6項の規定に基づき、別添のとおり通知します。

添付書類：独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成29事業年度における業務の実績に関する評価の結果

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の
平成29事業年度における業務の実績に関する評価の結果

平成30年8月15日
防 衛 省

年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構		
評価対象事業 年度	年度評価	平成29年度	
	効率化評価期間	平成27～31年度	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	防衛大臣		
法人所管部局	地方協力局	担当課、責任者	労務管理課
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	企画評価課

3. 評価の実施に関する事項			
<p>独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）から提出のあった自己評価を基礎として評価を行った。 また、機構の実情を踏まえた評価に資するため、理事長ほか役員ヒアリングを以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成30年7月23日（月） ・場 所：機構本部役員会議室 ・相手方：理事長 中村範明、理事 竜寄哲、理事 須藤孝予、監事 寺田弘 ほか ・聴取者：地方協力局次長 田中 聡 地方協力局労務管理課長 照井修、安全衛生室長 森田輝也、労務渉外官 中筋賢二、企画官 鶴岡隆之 ほか 			

4. その他評価に関する重要事項			

年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体として所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 効率化評価期間における過年度の総合評価の状況			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
		B	B	B	
評価に至った理由	項目別評価は、18項目のうち、B評価が17項目、評価の対象外が1項目となっており、また法人全体の評価を引き下げる事象もなかったため、B評価とした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務、給与の支給に関する業務、福利厚生の実施に関する業務、業務の効率化・組織改編に係る業務、調達等合理化の取組の推進に係る業務等の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務運営の効率化を図りつつ的確に業務を遂行しており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画のとおり順調な組織運営を行っている。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	2-2において、契約監視委員会での意見を踏まえ、一者応札が解消されるよう、積極的なPRを行うなど、更なる競争性の確保について取り組むこと。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	なし
その他特記事項	なし

年度評価 項目別評定総括表様式

年度目標 (事業計画)	年度評価					項目別 調書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務	B	B	B			1-1	
駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務	B	B	B			1-2	
駐留軍等労働者の福利厚生に関する業務	B	B	B			1-3	
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務の効率化・組織改編（業務の効率化）	B	B	B			2-1-1	
業務の効率化・組織改編（新システムの安定的な稼働の確保等）	B	/	/				
業務の効率化システムの安定的な稼働の確保等）	/	B	B			2-1-2	
調達等合理化の取組の推進	B	B	B			2-2	

年度目標 (事業計画)	年度評価					項目別 調書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
III. 財務内容の改善に関する事項							
予算、収支計画及び資金計画	B	B	B			3-1	
短期借入金の限度額	-	-	-			3-2	
IV. その他の事項							
人事に関する計画（適正な人員配置）	B	B	B			4-1-1	
人事に関する計画（研修計画）	B	B	B			4-1-2	
積立金の使途	B	B	B			4-2	
給与水準の適正化等	B	B	B			4-3	
機構の広報活動	B	B	B			4-4	
保有資産に係る措置	B	B	B			4-5	
経ヶ岬通信所に勤務する駐留軍等労働者に対する適切な労務管理等業務の実施体制の整備	B	/	/				
経ヶ岬通信所に勤務する駐留軍等労働者に対する適切な労務管理等業務の実施	/	B	/				
法人間共同調達の検討	B	B	B			4-6	
内部統制の推進	B	B	B			4-7	
情報セキュリティの対策の推進	/	/	B			4-8	
情報公開・個人情報保護	/	/	B			4-9	

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
1-1	駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）第10条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：29年度—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	90%以上	90%以上	94.8%	95.9%	93.3%			予算額（千円）	979,962	594,053	602,162	-	-
								決算額（千円）	979,962	624,410	612,098	-	-
								経常費用（千円）	664,105	683,524	690,211	-	-
								経常利益（千円）	676,800	654,783	681,718	-	-
								行政サービス実施コスト（千円）	657,877	676,267	656,860	-	-
								従事人員数	65	65	65	-	-

※予算額、決算額は支出額を記載、人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号。以下「機構法」という。）第10条第1項第1号に規定する駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務（同項第4号に規定する附帯業務を含む。）について、円滑かつ確実に実施すること。特に、募集について	駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務（在日米軍からの労務要求書の受理、募集及び人事措置通知書の交付等）を円滑かつ確実に実施する。 在日米軍からの労務要求書受領後1箇月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率について、	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務要求書受領後1箇月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率：90%以上 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務管理業務の実施状況 ・募集の周知活動におけるメディア等の活用 ・大学等訪問及び企業説明会への参加推進状況 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディア等を活用し、周知活動に努めた結果、平成29年度の紹介率は93.3%となり、事業計画に定める90%以上の維持を達成した。 <p>次のとおり、メディア等を活用し、効果的な募集の促進を図った。</p> <p>①ポスター 平成28年度に引き続き、ポスターを公共職業安定所（ハローワーク）、学校、駅等に掲示し、岩</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 労務管理業務を円滑かつ確実に実施するとともに、駐留軍等労働者の募集については、メディア等の効果的な活用、大学等訪問及び企業説明会への参加推進、アンケート結果を踏まえた効果的な施策の</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>労務要求書受領後1箇月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率は、93.3%となり、紹介率90%以上を維持するとして年度目標・事業計画を達成した。</p> <p>目標達成のため、平成29年度においては、各種メディアの活用、大学等訪問や企業説明会への参加の推進、アンケート結果を踏まえた効果的な施策の検討・実施等、様々な取組により、募集活動の強化に努めた。</p> <p>また、平成28事業年度の業務実績評価における「紹介率の低い職種に対する募集施策については、アンケート結果の分析・検討結果を踏まえた施策について確実に推進されたい。」との指摘事</p>	

ては、機構が在日米軍からの労務要求を受けて、ホームページや公共職業安定所（ハローワーク）等を活用して応募者を募り、その中から資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する方法を採っている。在日米軍からの労務要求に速やかに対応するため、在日米軍から提出された労務要求書受理後1箇月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介すること。

あわせて、募集の周知活動に努めるとともに、応募者に対するアンケート調査を継続すること。

以下の措置を講ずることにより、90%以上の維持に努める。

ア ポスターを作成し、公共職業安定所、学校及び主要駅等に掲示する。（平成29年度ポスター作成予定枚数：6,600枚）

イ パンフレットを作成し、地方公共団体及び学校等に配布するとともに、採用希望者への説明に活用する。（平成29年度パンフレット作成予定部数：22,300部）

ウ 求人情報誌、ラジオ等のメディアを活用する。

エ 在日米軍が求める高度な技術力を有する優秀な人材確保のため、大学等の訪問や企業説明会への参加を推進する。

オ 応募者に対して実施したアンケート調査の効果を検証し、その結果を踏まえより効果的な募集施策を検討及び実施するとともに、引き続きアンケート調査を実施する。

・アンケート調査の効果の検証及び検証結果を踏まえた募集施策の検討・実施

＜評価の視点＞

・事業計画の目標である90%以上を維持しているかどうか

・メディア等の活用により募集体制の強化を図っているか

・大学等訪問や企業説明会などの募集体制の強化を図っているか

・アンケート調査の効果の検証及び検証結果を踏まえた募集施策の検討・実施をしているか

国支部においては、バス及び電車車内にも掲示を実施した。また、平成28年度、横須賀支部、岩国支部及び佐世保支部において実施した郵便局での掲示について、平成28年度アンケート結果（後述）を踏まえ、各支部（京丹後支部を除く。）に拡大し、さらに、沖縄支部においては、平成28年度に引き続き、バスの側面へ広告を掲示した。

②パンフレット

平成28年度に引き続き、パンフレットを地方公共団体、学校等に配布したことに加え、平成28年度に横須賀支部及び佐世保支部において実施した郵便局での設置について、平成28年度アンケート結果（後述）を踏まえ、各支部（京丹後支部を除く。）に拡大した。また、パンフレットは、大学、専門学校等での募集活動や企業説明会の際、活用した。

③求人情報誌

沖縄支部において、応募者へのアンケートで利用率が高いと判明した求人情報誌（無料頒布）に平成23年度以降掲載しており、平成29年度においても、引き続き掲載することで、周知活動を実施した。

④ラジオ

平成28年度に引き続き、横須賀支部において、

検討・実施等、様々な取組により、募集活動の強化に努めた結果、平成29年度の紹介率は93.3%となり、事業計画に定める90%以上の維持を達成した。

＜課題と対応＞

平成28事業年度における業務実績の評価の結果での指摘事項（紹介率の低い職種に対する募集施策については、アンケート結果の分析・検討結果を踏まえた施策について確実に推進されたい）については、平成28年度アンケート結果を検証し、紹介率が低い職種に対する募集施策の改善について検討し、実施した。さらに、より詳細な分析が行えるよう、平成29年度下半期より、アンケート様式の一部改善したところであり、引き続き、応募者へのアンケートを確実に実施する

項については、平成28年度アンケート結果を検証の上、紹介率が低い職種の基礎情報及び要望を把握し、より効果的な募集施策の検討の資とするため、平成29年度下半期から、応募者へのアンケート様式の一部改善（具体的には、アンケート項目に応募職種、応募の動機等を追加し、より詳細に分析が行えるようにした）を行い、対策に努めている。

以上のことを踏まえ、当該目標を達成していることと評価できることからB評定としたもの。

地元ラジオ局を活用し、エルモの募集業務の一環として参加する企業説明会の告知等、周知活動を実施した。

⑤各種イベント

三沢支部、横田支部、横須賀支部及び座間支部において、日米交流イベントに参加し、パンフレット等を配布することで、周知活動を実施した。

⑥インターネット求人サイト

平成28年度から岩国支部において掲載している「YYジョブサロン」（山口県運営）に加え、本部において民間の求人サイト、横須賀支部において「ごきんじょぶよこすか」（横須賀市運営）へ掲載することで、周知活動を実施した。

⑦新聞

本部において、朝雲新聞に募集広告を掲載することで、任期制自衛官等を対象に周知活動を実施した。

・大学等訪問及び企業説明会では、在日米軍と支部が協力して駐留軍等労働者の仕事内容、職場環境の案内、募集手続に関する説明を実施した。

・平成28年度アンケートの結果において、「ポスターを支部以外で見た方」については、沖縄支部を除く各支部では34.7%、沖縄支部では29.

ことを通じて、より効果的な募集施策を検討することとしている。

1%となっており、また、「パンフレットを支部以外で見た方」については、沖縄支部を除く各支部では28.2%、沖縄支部では17.5%となっていた。このように、支部以外の場所で、ポスター又はパンフレットを見た方が約20%から30%に達している状況を踏まえると、全国的に取り組んでいる駅へのポスターの掲示（京丹後支部及び沖縄支部を除く。）及び従来から継続的に取り組んでいる地方公共団体、学校等へのパンフレットの配布等による様々な周知活動の効果と考えられる。平成28年度において、在日米軍からの労務要求に対し、労務要求書の受理後1箇月以内に紹介できなかった職種（紹介率が低い職種）は、平成27年度と同様にエンジニアリング系の職種及び時給制臨時従業員であったことから、平成29年度は、平成28年度アンケート結果を検証し、これらの職種に対する募集施策について様々な面から検討を行い、次の取組を実施した。

①平成28年度アンケートの質問「米軍基地で働こうと思ったきっかけ（沖縄支部を除く各支部）
・事前募集を何で知ったか（沖縄支部）」に対して、「家族・友人等」（沖

縄支部を除く各支部43.1%・沖縄支部52.1%)との回答が前年度同様に最も多く、また、米軍基地近隣に居住する駐留軍等労働者が多い傾向にあることを踏まえ、米軍基地近隣の住民に対し「駐留軍等労働者の募集」について認知を高めることがより効果的と考えた。このため、ポスターの掲示及びパンフレットの配布については、地方公共団体、公共職業安定所（ハローワーク）等へのポスターの掲示等に加え、地域住民が多く集まる郵便局へのポスターの掲示及びパンフレットの設置を各支部（京丹後支部を除く。）に拡大した。また、米軍基地近隣の方々も多数参加する米軍基地が実施するイベント等におけるパンフレット等の配布については、平成28年度の三沢支部、横田支部及び座間支部に加えて、横須賀支部においても実施した。さらに、米軍基地近隣の地方公共団体に配布される防衛局広報紙への記事掲載については、平成28年度に三沢支部及び沖縄支部で実施したが、平成29年度は各支部（三沢支部及び京丹後支部を除く。）において実施した。

②平成28年度アンケートの質問「仕事探しをする際は何を利用するか」

に対して、「インターネット（沖縄支部を除く各支部）・求人サイト（沖縄支部）」（沖縄支部を除く各支部48.1%、沖縄支部23.3%）との回答が多く、求職者はインターネットを利用する方が多い傾向にあることを踏まえ、インターネット求人サイトの活用がより効果的と考えた。このため、平成28年度から岩国支部で掲載している「YYジョブサロン」（山口県運営）に加え、本部においては、民間の求人サイト、横須賀支部においては、「ごきんじょぶよこすか」（横須賀市運営）に募集広告を掲載した。また、求職者はメディアを活用する傾向があることを踏まえ、利用しやすいメディア環境を整えることが、より効果的であると考えた。このため、平成30年度募集施策として、ホームページに広報誌LMOに掲載している「各地の職場から」を整理して掲載すること、Q&Aの数を8問から20問へと倍以上に増やすこと等、求人コンテンツの充実を検討した。

③平成28年度アンケートの質問「パンフレットが参考になったか」に対して、沖縄支部を除く各支部においては、「参考になった」との回答が61.7%（対前年度下半

			<p>期25%減)と前年度に比べ、評価が低下しておりました。このため、平成30年度に向けた募集施策として、平成30年度配布用パンフレットの内容刷新を図ることが、より効果的であると考えた。具体的には、さまざまな職種の駐留軍等労働者の生の声を多数紹介し、女性従業員の活躍状況、キャリアプラン・キャリアアップ等の記事を新たに盛り込むことで、求職者に対し、駐留軍等労働者の魅力をより深く伝えられるよう工夫した。</p> <p>④平成28年度アンケート結果を検証し、紹介率が低い職種の基礎情報及び要望を把握し、より効果的な募集施策の検討の資とするため、平成29年度下半期から、応募者へのアンケート様式を一部改善することが、より効果的と考えた。具体的には、アンケート項目に応募職種、応募の動機、パンフレットに記載して欲しい情報等を追加することで、より詳細に分析が行えるようにした。</p>		
--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
1-2	駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）第10条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：29年度-

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
								予算額（千円）	1,142,084	779,378	777,566	-	-
								決算額（千円）	1,142,084	741,300	753,435	-	-
								経常費用（千円）	828,862	802,791	833,875	-	-
								経常利益（千円）	843,978	842,816	860,479	-	-
								行政サービス実施コスト（千円）	819,761	792,436	787,258	-	-
								従事人員数	150	149	149	-	-

※予算額、決算額は支出額を記載、人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
<p>機構法第10条第1項第2号に規定する駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務（同項第4号に規定する附帯業務を含む。）について、円滑かつ確実に実施すること。</p> <p>また、機構では、駐留軍等労働者の給与等の計算業務を通じて、これまでの支払額等の情報を蓄積していることから、</p>	<p>駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務（給与、旅費に係る計算及び書類作成等）を円滑かつ確実に実施する。</p> <p>防衛省の行政施策の企画立案に資するため、防衛省からの求めに応じ、「駐留軍等労働者給与等実態調査」等の駐留軍等労働者の給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成を行い、</p>	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成、防衛省への提示状況 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 給与業務の実施状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 給与の支給に関する業務を円滑かつ確実に実施しているか 給与に係る調査及び分析並びに改善案の作 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 旧格差給等受給者の推移に係るデータ等、定期的に報告を求められている調査については、所定の期日までに、防衛省に提示した。また、定年予定者の高齢採用時における基本給額等、突発的な調査については、防衛省が求めた期日までに提示した。 給与業務の実施に当たっては、地方防衛局・地方防衛事務所、在日米軍 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 防衛省からの依頼どおり調査を実施し、平成29年度は45件の給与に係る調査を行い、提示したことにより、行政施策の企画立案に資することが出来た。 駐留軍等労働者の給与業務については、在日米 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>給与に係る調査等については、行政施策の企画立案を行う上で調査が必要となる課題について、当省からの依頼に対し、45件の調査等を行い、資料提示がなされた。</p> <p>また、毎年4月1日現在の駐留軍等労働者の給与等の実態を把握することを目的として、給与のほか勤務場所、職種、年齢等を調査し、基本給表別・等級別・年齢別等の平均給与月額や平均手当月額等を内容とする「駐留軍等労働者給与等実態調査報告」を作成し、当省及び関係機関等へ提示した。</p> <p>さらに、駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務については、業務実績等報告書によれば、月</p>	

<p>防衛省からの求めに応じ、行政施策の企画立案に資するため、駐留軍等労働者の給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成を行い、防衛省に提示すること。</p>	<p>防衛省に提示する。</p>	<p>成、国への提示が着実に行われたかどうか</p>	<p>の現地部隊及び関係機関と日々調整を行いながら、国内法令、労務提供契約等に基づき、適正かつ迅速に事務手続を行った。</p> <p>三手当随時確認や年末調整は、特定の時期に支部窓口で受け付けることから、駐留軍等労働者が支部に集中するため、各支部において、駐留軍等労働者の待ち時間が短縮されるよう工夫することで、駐留軍等労働者へのサービスの向上に努めた。</p> <p>駐留軍等労働者の給与改定に当たっては、給与の引上げ、改定差額の遡及分の計算等の給与改定作業を遅滞なく実施した。</p>	<p>軍から提出された、就業記録に基づく給与計算及び旅行許可証に基づく旅費計算の実施、三手当随時確認の実施、各種証明書発行、年末調整等を防衛省、在日米軍及び関係機関と連携を図りつつ、円滑かつ確実に実施した。</p>	<p>例給与、夏季手当及び年末手当等について、延べ約39万人分の計算及び書類作成を、また、旅費について約1万件の計算及び書類作成を迅速かつ正確に実施した。そのほか、約37,000件に及ぶ諸手当の届出受理・審査や随時確認を行い、また、約2,600件の給与証明等の発行手続を適切に実施した。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標を達成していると評価できることからB評価としたもの。</p>
--	------------------	----------------------------	--	---	---

4. その他参考情報
特になし

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
1-3	駐留軍等労働者の福利厚生に関する業務		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）第10条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：29年度—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
								予算額（千円）	1,662,467	1,230,445	1,145,453	-	-
								決算額（千円）	1,662,467	1,200,862	1,121,806	-	-
								経常費用（千円）	1,340,897	1,266,226	1,202,936	-	-
								経常利益（千円）	1,374,325	1,295,653	1,226,960	-	-
								行政サービス実施コスト（千円）	1,331,865	1,255,964	1,156,460	-	-
								従事人員数	1-2に含む	1-2に含む	1-2に含む	-	-

※予算額、決算額は支出額を記載、人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
<p>機構法第10条第1項第3号に規定する駐留軍等労働者への福利厚生の実施に関する業務（同項第4号に規定する附帯業務を含む。）について、円滑かつ確実に実施すること。</p> <p>特に、50歳を超えた駐留軍等労働者に対し、退職後の生活に必要な知識を提供することにより不安なく退職後の生活への円滑な移行を図</p>	<p>駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務（制服及び保護衣の購入・貸与、退職準備研修の実施、成人病予防健康診断の実施、心の健康に係る相談、業務災害を受けた者等への特別援護金の支給、社会保険の手続及び定期健康診断・ストレスチェック・永年勤続表彰の計画及び実施支援等）を円滑かつ確実に実施する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 退職準備研修における受講者の満足度：90%以上 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 福利厚生業務の実施状況 退職準備研修のアンケート調査結果の分析及び効果の検証状況 検証を踏まえた研修計画の作成及び効果的な実施の状況 基地内臨時窓口の設置に関する今後の方向 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 退職準備研修について、7支部において延べ14回実施し、466人が受講した。 受講者からのアンケート調査結果における研修全体の満足度については、回答のあった426人のうち、411人から「将来設計の役に立った」等の意見をいただき、研修を受講して「良かった」又は「まあまあ良かった」という回答を得ており、満足度は96.5%（前 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 福利厚生業務を円滑かつ確実に実施するとともに、退職準備研修については、受講者の意見等を踏まえ、効果的な研修となるよう年間の研修計画を作成・実施した結果、研修全体の満足度は96.5%であり、事業計画 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>福利厚生業務の実施については、制服及び保護衣の購入・貸与、退職準備研修の実施、成人病予防健康診断の実施、心の健康に係る相談、業務災害を受けた者等への特別援護金の支給、在日米軍従業員のための仕事と家庭の両立支援ハンドブックの作成・配布、社会保険の手続及び永年勤続表彰の計画及び実施支援など、防衛省、在日米軍及び関係機関と連携して、国内法令、労務提供契約等に基づき適正かつ迅速に実施した。</p> <p>その中で、退職準備研修については、受講者の意見を踏まえ、効果的な研修となるよう年間の研修計画を作成し、7支部において延べ14回実施した結果、受講者の満足度は、96.5%となり、年度目標・事業計画による90%以上を達成し</p>	

り、もって駐留軍等労働者の士気を向上させるとともに安定的な労務管理に寄与することを目的として実施している退職準備研修については、受講者に対するアンケート調査の結果を踏まえた研修計画を作成し、効果的な研修を実施すること。また、アンケート調査を継続すること。さらに、基地内臨時窓口設置の今後の方向性については、駐留軍等労働者のニーズ及び平成28年度の検討結果を踏まえ、支部業務への影響を勘案し決定すること。

退職準備研修について、過去の受講者に対するアンケート調査結果の分析・検証を行った上で年間の研修計画を作成し、効果的な実施を図ることにより、アンケート調査結果の満足度が90%以上となるよう努める。基地内臨時窓口の設置に関する、今後の方向性については、駐留軍等労働者のニーズ及び平成28年度の検討結果を踏まえ、支部業務への影響を勘案し決定する。

性の決定状況

〈評価の視点〉

- ・福利厚生の実施に関する業務を円滑かつ確実に実施しているか
- ・事業計画の目標である満足度90%以上を達成しているかどうか
- ・過去の受講者に対するアンケート調査結果の分析・検証を行った上で、研修計画を作成し、研修の効果的な実施が図られるよう平成29年度はどのような具体的措置を行ったのか
- ・平成28年度のアンケート結果を踏まえ、今後の退職準備研修の反映方針
- ・基地内臨時窓口の設置について、今後の方向性についての決定状況、今後の取組方針について

年度比0.8%減)であった。

また、各講義(「今後の生活設計」、「退職手当制度」、「心の健康と身体の健康」、「経済プラン等」、「定年後の雇用制度等」)の内容についても、満足度は全て90%以上であった。

受講者の意見を踏まえた新たな取組として、講義における質疑応答時間を長く設定するとともに、支部職員を配置し、率先的に受講者へ声かけを行い、年金制度の説明については、年金事務所に講義を依頼する等の工夫を行った。

また、平成28年度に引き続き、①講師職員による予行演習の実施及び職員巡回による質問受付、②外部講師との事前の調整、③研修会場内の室温及び音響調整などの受講者に配慮した環境整備、④日本語に堪能でない受講者のためにテキスト及びアンケートの英語版の作成等の工夫を行った。

・駐留軍等労働者の福利厚生業務については、制服及び保護衣の購入・貸与、退職準備研修の実施、成人病予防健康診断の実施、心の健康に係る相談、業務災害を受けた者等への特別援護金の支給、在日米軍従業員のための仕

に定める90%以上を達成した。

・基地内臨時窓口設置に関する今後の方向性を決定するため、試行的実施結果の分析を行うとともに、駐留軍等労働者のニーズを踏まえ、支部業務への影響を検討し、平成30年4月から横田基地内において臨時窓口を設置することを決定した。

た。

また、平成28年度に試行的に実施した基地内臨時窓口の設置については、設置に関する今後の方向性を決定するため、試行的実施結果の分析を行うとともに、駐留軍等労働者のニーズを踏まえ、支部業務への影響を検討し、平成30年4月から横田基地内において臨時窓口を設置することを決定した。

以上のことを踏まえ、当該目標を達成していることと評価できることからB評定としたもの。

事と家庭の両立支援ハンドブックの作成・配布、社会保険の手續及び永年勤続表彰等の計画及び実施支援など、防衛省、在日米軍及び関係機関と連携を図りつつ、円滑かつ確実に実施した。

・基地内臨時窓口の設置について、各種申請書類等の受け渡しを基地内で行えないかという駐留軍等労働者のニーズを踏まえ、機構と現地米軍との間で調整し、検討を行った結果、平成28年10月から横田基地内において試行的に月1回（第3木曜日）実施した。当該窓口の利用者は、主に各種申請書類等の提出を目的として来所しており、利用者からは、昼休憩の間に手續ができ便利で助かる等、利便性の向上を評価する意見が寄せられた。

基地内臨時窓口設置に関する今後の方向性を決定するため、試行的実施結果の分析を行うとともに、駐留軍等労働者のニーズを踏まえ、支部業務への影響を検討し、平成30年4月から横田基地内において臨時窓口を設置することを決定した。

4. その他参考情報

特になし

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
2-1-1	業務の効率化・組織改編（業務の効率化）		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：29年度—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	B
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に沿って進めた、支部組織における組織のフラット化、本部組織における部課の統合、国家公務員身分を有する期間業務職員の更なる活用による人件費の削減等の取組については、平成27年7月の組織改編による業務運営への影響等を的確に把握するとともに、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえつつ、今後の方向性を検討すること。	業務の効率化については、平成27年7月の組織改編による業務運営への影響等を的確に把握するとともに、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえつつ、今後の方向性を検討すること。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務効率化の今後の方向性の検討状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・閣議決定事項に基づく今後の具体的な組織改編の方向性についての検討状況及び検討結果が出た場合は今後の取組方針について 	<p><主要な業務実績></p> <p>平成29年3月22日の第190回官民競争入札等監理委員会における業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、3つの業務改善策（①係別の業務量の平準化、②既存システムの有効活用、③窓口対応及び電話対応における一般的な対応をホームページに掲載）について検討を行い、可能なものから実施した。</p> <p>【3つの業務改善策】</p> <p>①係別の業務量の平準化</p> <p>超過勤務時間を指標として、平成29年4月稼働から12月稼働までの支部における超過勤務時間数を個人別・係別に把握・分析し、</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた3つの改善策について、検討又は実施した。</p> <p>係別の業務量の平準化並びに窓口対応及び電話対応における一般的な対応をホームページに掲載することについては、平成30年度からの実施に向けて検討した。</p> <p>さらに、既存システムの有効活用（既存のシステムデータとアプリケーション</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた3つの改善策について、①係別の業務量の平準化、②既存システムの有効活用、③窓口対応及び電話対応における一般的な対応をホームページに掲載について検討を行った。</p> <p>①については、超過勤務時間を指標として、平成29年4月稼働から12月稼働までの支部における超過勤務時間数を個人別・係別に把握・分析し、今後の業務量の平準化を検討した。</p> <p>②については、各支部が個別に保有するアプリケーションソフトウェア（EUC）について、各支部間で共有化し、事務の効率化に努めた。</p> <p>③については、窓口対応及び電話対応の効率化を図るため、全支部における駐留軍等労働者からの問い合わせ内容を確認の上、Q&A方式での掲載について検討し、平成30年4月から運用を開始することとしている。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標を達成していると評価できることからB評定としたもの。</p>	

			<p>今後の業務量の平準化策を検討した。</p> <p>②既存システムの有効活用（既存のシステムデータとアプリケーションソフトウェアの連携による更なる活用）</p> <p>効率的な事務手続のため支部が個別に保有するアプリケーションソフトウェア（EUC）について、各支部間で共有化し、事務の効率化に努めた。また、毎年実施しているEUC操作講習会について、より実務に即した内容の操作実習となるよう、各支部のニーズを把握し、講習内容の充実を図った。</p> <p>③窓口対応及び電話対応における一般的な対応をホームページに掲載</p> <p>窓口対応及び電話対応の効率化を図るため、全支部における駐留軍等労働者からの問合せ内容について確認し、Q&A方式での掲載について検討し、平成30年4月からのホームページリニューアルにあわせ、運用開始することとした。</p>	<p>ソフトウェアの連携による更なる活用）については、本年度内に実施した。</p> <p><課題と対応></p> <p>平成28事業年度における業務実績の評価の結果での指摘事項（業務フロー・コスト分析の結果、官民競争入札等監理委員会です承を得た業務改善策については、業務の質の低下を招くことがないよう配慮しつつ取り組むこと）については、平成27年7月の組織改編による支部への影響を考慮し、平成29年度において所要の検討又は実施した。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
2-1-2	業務の効率化・組織改編（システムの安定的な稼働の確保等）		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：29年度—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
システムの安定的な稼働の確保	安定的な稼働の確保	99.9%以上	100%	100%	100%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
<p>機構では、駐留軍等労働者の労務管理等業務の効率化、駐留軍等労働者へのサービス向上等を図るため、総合的な電算処理システムとして在日米軍従業員管理システム等を開発し運用しているところ、当該システム等の安定的な稼働を確保すること。</p> <p>また、次期システムへの更新に関しては、多額の費用を要さないシステム更新の在り方について、平成28年度の検討内容を踏まえ、引き続き検討を行い、結果を公表すること。</p>	<p>在日米軍従業員管理システム等について、運用管理・保守体制を維持し、安定的な稼働（システム稼働率：99.9%以上）を確保する。</p> <p>また、次期システムへの更新に関しては、多額の費用を要さないシステム更新の在り方について、平成28年度の検討内容を踏まえ、引き続き検討を行い、結果を公表する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの安定的な稼働の確保状況 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期システム更新の在り方の検討及び結果の公表状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に掲げるシステム稼働率が99.9%以上確保できているか ・多額の費用を要さないシステム更新の在り方について検討を行い、その結果の公表状況 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・在日米軍従業員管理システム等の安定的な稼働を確保するために、システム全体の稼働状況を的確に把握しながら、その運用管理・保守体制が効率的となるよう運用したことにより、システム稼働率99.9%以上を確保した。 <p>平成29年度においては、次の取組を行った。</p> <p>①データベースサーバ等のハードウェアが安定かつ良好な動作状態にあるか、ネットワークが正常に稼働しているかなどシステム全体の稼働状態について、良好な動作環境を保持できるよう総合的な監</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの安定的な稼働を確保するため、様々な対応を図ることにより、平成29年4月から平成30年3月末までのシステム稼働率100%を達成した。 ・在日米軍従業員管理システム等の次期換装（平成32年度）に向けて、平成28年度に引き続きシステムの更新の在り方について検討を行い、その結果を公表した。 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>在日米軍従業員管理システム等の安定的な稼働の確保については、監視体制の強化や支援体制を充実することにより、平成29年4月から平成30年3月末までの間、事業計画で掲げたシステム稼働率99.9%以上を達成し安定的な稼働を確保した。</p> <p>また、在日米軍従業員管理システム等の次期換装（平成32年度）に向けて、平成28年度に引き続きシステム更新の在り方について検討を行い、その結果を公表した。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標を達成していると評価できることからB評定としたもの。</p>	

視等を行った。

②システムの不具合等が生じた場合にあっても、できる限り速やかに解消できるようあらかじめシステムの運用予定時間等を把握し、サポート体制を柔軟に設定する等、システムの運用管理体制を弾力的に運用した。

③これらに加え、ソフトウェア更新時のシステムへの影響の有無等を事前に検証するとともに、アクセス権限の随時見直しの徹底等を行った。

④府省庁あてに送られてくる年間約 500 件の不審メール情報を基に速やかにファイアウォール等への登録を行うなど、水際対策を実施し、さらに、新たな水際対策を導入し、より強固な情報システムにした。

これらの取組を行った結果、システム稼働率 100% を達成した。

在日米軍従業員管理システム等の次期換装（平成 32 年度）に向けて、平成 28 年度に引き続きシステム更新の在り方について検討を行い、その結果を公表した。

4. その他参考情報

特になし

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
2-2	調達等合理化の取組の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：29年度—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進すること。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進する。 また、契約の適正性・透明性を確保するため、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)等に基づき、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額、予定価格等の情報をホームページにおいて公表する。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達等合理化計画の取組の推進状況 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が一定金額以上の契約についての公表状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約状況の点検・見直しの結果等が適切に公表されたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月29日に契約監視委員会が開催され、平成28年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約(37件)について審議していただいた結果、「一者応札が解消されるよう、積極的なPRを行うなど、更なる競争性の確保について取り組むこと」との意見をいただいた。 併せて平成29年度における調達等合理化計画について点検を行っていただいた。 重点的に取り組む分野である、一者応札・一者応募の解消に向けた取組については、一 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約監視委員会が開催され、平成28年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約(37件)の審議及び平成29年度調達等合理化計画の点検を行っていただいた。 調達等合理化計画の取組事項としては、一者応札・一者応募の解消に向けた取り組みとして、一者応札となっ 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>契約監視委員会を開催し、平成28年度における競争性のない随意契約(7件)、一般競争入札(30件)(そのうち、一者応札・一者応募となっている契約6件(2か年度連続一者応札となった契約2件))の計37件について審議し、併せて平成29年度における調達等合理化計画について点検を行った。</p> <p>一者応札・一者応募の解消に向けた取組として、一者応札となった要因等を調査・分析した上で、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、今後の調達に向けての対策を図った。</p> <p>また、調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品等の本部一括調達に加え、各支部で使用するプリンター、封筒の購入等についても実施した。</p> <p>また、契約監視委員会の議事概要等をホームページに公表した。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標を達成していると評価できることからB評定としたもの。</p> <p><指摘事項等></p> <p>契約監視委員会での意見を踏まえ、一者応札が解消されるよう、積極的なPRを行うなど、更な</p>	

者応札となった要因等を調査・分析した上で、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、今後の調達に向けて対策を図った。引き続き応札状況を注視し、これまで実施してきた取組（入札公告期間の十分な確保、入札公告掲示箇所の拡大、調達概要の通年掲示等）を継続しつつ、新たなPR方策について検討していく。

また、調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品等の本部一括調達に加え、各支部で使用するプリンター、封筒の購入等を実施しました。本部一括調達が可能な他の品目については、平成30年度以降の調達においても実施していくこととし、経費節減に努めることとしている。

・契約の適正性・透明性を確保するための取組として、以下の情報を毎月、ホームページに公表した。

（１）「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）に基づき、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額及び予定価格等の情

た要因等を調査・分析した上で、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、今後の調達に向けての対策を図るとともに、調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品等の本部一括調達に加え、各支部で使用するプリンター、封筒の購入等についても実施した。

また、契約監視委員会の議事概要等をホームページに公表した。

・契約の適正性
・透明性を確保するため、契約状況等をホームページに公表した。

る競争性の確保について取り組むこと。

				<p>報</p> <p>(2)「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、機構と一定の関係を有する法人と契約を締結した場合、機構から当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況等の情報</p>		
--	--	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
3-1	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：29年度—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
縮減率	4%	4%	5.1%	—	—			
縮減率	2%	2%	—	5.1%	—			
縮減率	3%	3%	—	—	3.1%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
<p>機構運営関係費（人件費を除く。）について、平成28年度を基準として3%の縮減を図ること。ただし、特殊要因を除く。</p>	<p>別紙1から別紙3までのとおり。 機構運営関係費（人件費を除く。）について、平成28年度を基準として3%の縮減を図る。ただし、特殊要因を除く。 また、物件費については、計画的・効率的に執行し、経費節減の余地がないかについて自己評価を毎四半期に行った上で、適切な見直しを行う。</p>	<p><主な定量的指標> ・機構運営関係費の縮減状況（平成28年度を基準とした縮減割合）</p> <p><その他の指標> ・物件費の自己評価の実施状況及び適切な見直しの実施状況</p> <p><評価の視点> ・目標・計画による物件費の抑制が図られたかどうか ・経費の抑制に向けた自己評価等の取組が行われたかどうか</p>	<p><主要な業務実績> ・平成29年度は、物件費において各種経費の計画的・効率的執行と併せ、地道な節約努力により、機構運営関係費で平成28年度を基準として3.1%の縮減となり、事業計画に定める縮減率3%を達成した。 ・平成29年度は、物件費の見直しに当たり、経費節減への取組について本部内及び各支部に周知したほか、計画・進捗状況について、毎四半期に予算の執行状況の確認を行ったところ、不要不急などの不適正な経費の執行は見当たらなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B ・機構運営関係費について、毎四半期に予算の執行状況の確認を行うなど、自己評価を実施するとともに、本部が一括調達としている事務用消耗品の仕様見直しを行うなど、経費節減の取組を実施したことにより、平成28年度を基準として3.1%の縮減となり、事業計画に定める縮減率（3%）を達成した。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 機構運営関係費の縮減については、物件費において各種経費の計画的・効率的執行と併せ、節約努力により、機構運営関係費で平成28年度を基準として3.1%の縮減となり、事業計画に定める縮減率3%を達成した。 また、物件費について、各四半期毎の予算の執行状況について自己評価を行い、不適正な経費の執行がないことを確認した。 以上のことを踏まえ、当該目標を達成していると評価できることからB評定としたもの。</p>	

4. その他参考情報	
特になし	

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
3-2	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：29年度—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
	短期借入金の限度額は3億円とし、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当の支給等に用いるものとする。	<主な指標> ・短期借入金の使用状況 <評価の視点> ・運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当の支給等に使用したかどうか	<主要な業務実績> 平成29年度において、運営費交付金の受入れの遅延や予想外の退職手当の支給等はなかった。	<評価と根拠> 評価：— 短期借入金は使用しなかったため評価せず。	評価 —	<評価に至った理由> 実績がないため評価せず

4. その他参考情報	
特になし	

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-1-1	人事に関する計画（適正な人員配置）		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：29年度—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
	円滑かつ確実な業務処理を行うため、人員の適正な配置に努める。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑な業務処理に配慮した人員の適正な配置状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 計画による人員の適正な配置が着実に実施されたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <p>各支部において、職員1人当たりが管理する駐留軍等労働者数、各支部が管轄する米軍施設の特性及び支部間バランスを考慮し、円滑な業務処理に配慮し、駐留軍等労働者に対するサービスの低下を招くことがないよう、業務内容及び業務量に応じた適正な人員配置となるよう努めた。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>円滑な業務処理に配慮し、駐留軍等労働者に対するサービスの低下を招くことがないよう、業務内容及び業務量に応じた適正な人員配置となるよう努めた。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>人員の適正な配置については、職員1人当たりが管理する駐留軍等労働者数、各支部が管轄する米軍施設の特性及び支部間バランスを考慮し、円滑な業務処理に配慮し、駐留軍等労働者に対するサービスの低下を招くことがないよう、業務内容及び業務量に応じた適正な人員配置となるよう努めた。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該計画を達成していると評価できることからB評価としたもの。</p>	

4. その他参考情報
特になし

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-1-2	人事に関する計画（研修計画）		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：29年度—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
	年間の研修に係る計画を作成し、職員養成研修等の着実な実施を図る。	<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の研修計画の作成及び研修の実施状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修計画を作成し、研修の着実な実施が図られたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <p>平成29年4月に年間の研修計画を作成し、当該計画に沿って、機構が計画する養成研修（初任研修及び係長研修）及び業務研修（窓口対応能力向上研修、語学研修等）を着実に実施した（5件）。</p> <p>また、外部機関（人事院、財務省、総務省、防衛省等）で実施する研修についても、参加機会を捉え、その内容を検討の上、必要に応じ職員を積極的に参加させた。（72件）</p> <p>機構で実施する研修については、職員の資質の向上、円滑な業務運営及び更なるサービスの向上に資することを目的として、年間の研修計画を作成、スケジュールを管理</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>職員の資質の向上、円滑な業務運営及び更なるサービスの向上に資することを目的として、年間の研修計画を作成、スケジュールを管理し、その都度、研修カリキュラムの見直しを行い、必要な改善を加え、研修の計画的かつ着実な実施を図った。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>職員の資質の向上、円滑な業務運営及び更なるサービスの向上に資することを目的として、機構内部で実施する職員養成研修や外部機関で実施する研修（財務省主催の政府関係法人会計事務職員研修や総務省主催の情報システム統一研修等）への参加について幅広く計画し、各研修に応じ選考基準を定め、各研修毎に対象となる職員の中から受講者を決定し、計77件の研修に職員を参加させた。</p> <p>また、研修のカリキュラムの見直しを行い、必要な改善を加え、研修の計画的かつ着実な実施を図った。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該計画を達成していることと評価できることからB評定としたもの。</p>	

			し、その都度、研修カリキュラムの見直しを行い、必要な改善を加え、着実な実施を図った。		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報					
特になし					

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-2	積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：29年度-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
	平成28年度繰越積立金は、平成28年度以前に取得し平成29年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 繰越積立金の充当状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度へ繰り越したたな卸資産、前払費用等の費用に充当したかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <p>平成28年度繰越積立金49.3百万円は、計画のとおりたな卸資産、前払費用への充当のため48.7百万円を取り崩した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>計画のとおりたな卸資産、前払費用の費用に充当した。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>平成28事業年度の繰越積立金49.3百万円については、計画とおりたな卸資産及び前払費用への充当のため、48.7百万円を取り崩しており、当該計画を達成したと評価できることから、B評価としたもの。</p>	

4. その他参考情報	
特になし	

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-3	給与水準の適正化等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：29年度—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
<p>機構の役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方を厳しく検証した上で、役職員給与の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</p>	<p>機構の役職員の給与水準について、国家公務員の給与水準も考慮し、役職員給与の在り方を検証した上で、役員報酬規則、役員退職手当規則及び職員給与規則の適切な見直しを行い、その適正化に取り組む。また、検証結果及び取組状況をホームページにおいて公表する。</p>	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職員給与の在り方の検証、規則の適切な見直しの実施及び適正化の取組状況 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職員給与の在り方の検証結果及び適正化の取組状況の公表状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府決定に基づき、役職員給与の在り方について、検証・適正化への取組・公表が適切に行われたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な方針において、役職員が国家公務員である法人については、国家公務員の給与を参照することとされている。 <p>これを踏まえ、平成29年度における給与水準を検証した結果、役員のうち理事長については、各府省の事務次官の給与に基づく額と比較すると84%の額、理事(常勤)については、各府省の指定期俸給表1号俸の年間報酬と比較すると100%、監事(常勤)については、国家公務員の行政職(一)9級の平均年間報酬額と比較すると97%の額となった。</p> <p>職員については、国家公務員と比較すると国家</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>国家公務員の給与水準を考慮し、手当を含め役職員給与の在り方を検証した上で、関係規則の適切な見直しを行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表した。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>機構は、役職員が国家公務員の身分を有する行政執行法人であり、役職員の給与水準については、国家公務員の給与水準を考慮し、役職員の給与の在り方について検証した上で、役員報酬については、その職責に相当すると考えられる国家公務員の給与に準拠して決定し、また、職員給与については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号、以下「一般職給与法」という。)に準拠し、国家公務員の給与水準と同等になるよう努めており、役職員給与の適正化に取り組んでいると認められる。</p> <p>機構の役職員の給与水準については、機構のホームページ及び広報誌において公表した。</p> <p>また、平成29年度人事院勧告に基づく一般職給与法の改正等に準じ、役員報酬規則及び職員給与規則を改正し、その適正化に取り組んだ。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標を達成したと評価されることからB評定としたもの。</p>	

				<p>公務員の給与水準を100とした場合の比較指数が91.1%となった。</p> <p>平成29年度人事院勧告に基づく一般職給与法の改定に準じ、役員報酬規則及び職員給与規則を改正し、さらに「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成29年11月17日閣議決定）を受け役員退職手当規則を改正し、役員給与の適正化に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な方針を踏まえ、役員給与水準について、検証結果及び取組状況をホームページ及び広報誌「LMO」に掲載し、公表した。 		
--	--	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-4	機構の広報活動		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：29年度—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
広報誌の発行	4回	4回	—	—	4回			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
<p>機構を社会に定着した組織とし、もって駐留軍等労働者の労務管理等業務の円滑な実施に資するため、機構の業務内容等について広く理解が深まるよう、広報活動を推進すること。</p>	<p>機構の業務内容等について広く理解が深まるよう、広報誌のハローワーク及び地方自治体等への配布、ホームページの活用等により、広報活動を推進する。</p>	<p><主な定量的指標> ・広報誌の発行（年4回以上）</p> <p><その他の指標> ・広報活動の推進状況</p> <p><評価の視点> ・平成29年度予算額に計上した措置（広報誌等）の実施状況が適切に行われたかどうか</p>	<p><主要な業務実績> ・広報誌は年4回3,680部、年間14,720部を発行し、全国の各米軍施設に勤務する駐留軍等労働者の活躍や福利厚生事業（心の健康相談、アスベスト（石綿）に係る健康相談窓口の案内）等に関する記事及び各支部における行事予定等を掲載し、駐留軍等労働者に対する情報提供誌としての役割を担っている。</p> <p>更に、機構の事業計画や、駐留軍等労働者の募集に係る取組を掲載するなど広く業務内容を紹介し対外的なPRに努めた。</p> <p>・ホームページは、トップページにおいて、</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 広報誌を年4回発行した。</p> <p>また、広報誌を公共職業安定所（ハローワーク）及び地方公共団体等に配布するとともに、ホームページを活用することにより、業務内容を紹介する等、広く理解が深まるよう広報活動を推進した。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 機構の広報活動については、機構の業務内容等について駐留軍等労働者をはじめ、一般の方々の幅広い理解を得ることを目的として、機構の福利厚生事業等に関する記事や各支部における行事予定等、駐留軍等労働者の活躍を紹介する記事や募集に関する取組等を掲載するなどした季刊号である広報誌を年4回（約1万5千部）発行し、公共職業安定所（ハローワーク）及び地方公共団体等に配布することにより対外的な広報活動の推進に努めた。</p> <p>また、機構のホームページにおいて、トップページで機構の情報が容易に検索できるよう6つのグローバル・メニューでコンパクトに配置し、更に、福利厚生事業等をピックアップして分かりやすくお知らせするとともに、新着情報を随時更新するなど利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標は達成したと評価できることからB評定としたもの。</p>	

				<p>情報が容易に検索できるよう「エルモの概要」、「業務実績」、「求人情報」、「情報公開・公文書管理」、「個人情報保護」及び「調達情報」の6つのグローバル・メニューをコンパクトに配置し、更に、福利厚生事業等をピックアップして分かりやすくお知らせするとともに、新着情報を随時更新するなど利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>また、ホームページを活用した効果的な情報発信を進めていくため、ホームページのリニューアルについて検討し、平成30年度から本格的に運用開始することとした。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-5	保有資産に係る措置		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：29年度-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	B
各支部・分室について、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、平成23年度に専門的知見を有する民間業者に調査・分析を委託し、その結果について検討した結果、機構としては、現状のまま保有・賃借を継続するという結論が得られた。平成29年度においても、引き続き、職員数に比して施設規模が過大でないかの検証、近傍類似物件の賃料調査・検証を実施し、検証結果に基づき、所要の措置を講ずること。	各支部・分室について、職員数に比して施設規模が過大でないかの検証、近傍類似物件の賃料調査・検証を実施した上、駐留軍等労働者にとっての利便性、地域事情を総合的に勘案し、所要の措置を講ずる。	<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 支部・分室に係る調査・検証及び所要の措置の実施状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省の統一基準に基づき保有資産が人数に対して適正か否かの検証をしたのかどうか 近傍類似物件の賃料調査・検証を実施し賃貸額が適正か否かの検証をしたのかどうか 検証を踏まえて、結論が出た場合は、今後の取組方針 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 各支部・分室について、平成27年度から新たな体制に移行したことから、平成23年度の報告書を踏まえ、①職員数に比して施設規模が過大でないかの検証、②近傍類似物件の賃料調査・検証を実施した。 ①職員数に比して施設規模が過大でないかの検証については、平成29年度の支部・分室の職員数を平成23年度と比較し、職員数の増減を踏まえて、国土交通省が定めた基準（新営一般庁舎面積算定基準）より施設規模が過大となっているか否か検証を行った。 検証の結果、横田支部、横須賀支部及び沖縄支部で余剰面積があると算出されたものの、当該各支 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>職員数に比して施設規模が過大でないかの検証、近傍類似物件の賃料調査・検証を行い、平成23年度の結論と同様となったことから、現状のまま保有・賃借を継続することとした。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>各支部・分室について、平成27年度から新たな体制に移行したことから、職員数に比して施設規模が過大でないか、新営一般庁舎面積算定基準により検証を行った。その結果、横田、横須賀及び沖縄の各支部においては、基準面積を上回る状況となっているが、当該各支部の管轄する駐留軍等労働者数はその他の支部に比べ非常に多く、説明会等で使用する会議室については、職員数で換算される基準面積以上の広さが求められることから、当該各支部の施設規模は過大ではないとする判断は妥当と認められる。</p> <p>また、近傍類似物件の賃料調査、検証については、平成23年度以降累次にわたり調査、検証を行ってきたところ、平成29年度においても、賃借契約している支部の現在の賃料が適正な額であると判断した。</p> <p>以上のことから、平成23年度に実施した保有資産の見直しに係る調査・分析により得た結論と同様、現状のまま保有・賃借を継続することとしており、当該目標は達成したと評価できることからB評定としたもの。</p>	

部は管轄している駐留軍等労働者数も多く、説明会等に使用する会議室及び広めの受付カウンターを確保する必要があること等を踏まえると、現状の施設規模は過大ではないものと判断した。

②事務所の建物を賃貸借契約している横田支部、横須賀支部、京丹後支部、呉分室及び沖縄支部について、近傍類似物件の賃料等調査を行ったところ、現在契約している賃料が適正な額であり、また、土地価格算定の基準となる公示地価が上昇基調を強めていることに伴い、賃貸物件についても値上げが見込まれる中、賃料の減額交渉を行った結果の現状維持であることから、これ以上の賃料減額については厳しい状況であると判断した。

事務所の建物を保有している三沢支部、座間支部、岩国支部及び佐世保支部については、現事務所周辺で同規模の賃貸物件を見つけることは困難な状況であった。

これらのことから、各支部・分室の資産の妥当性・必要性については、平成23年度と比較し特段の変更がないものと判断し、これまでと同様に、現状のまま保有・賃借を継続することとした。

4. その他参考情報

特になし

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-6	法人間共同調達の検討		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：29年度-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、他の独立行政法人との消耗品等の共同調達を引き続き検討すること。	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、消耗品等の共同調達を実施することにより経費を節減できないか、引き続き他の独立行政法人との間で、調整・検討を実施する。	<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 他の独立行政法人との調整・検討の実施状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 検討状況及び検討結果が出た場合は今後の取組方針について 	<p><主要な業務実績></p> <p>消耗品等の共同調達について、近傍に所在する他の独立行政法人との間で実施することにより経費を節減できないか、平成27年度は東京都港区、平成28年度は同千代田区に所在する独立行政法人と調整・検討を行いました。いずれの年度においても協力を得ることができず、港区及び千代田区内に所在する独立行政法人（20法人）との共同調達の実施は困難と判断した。</p> <p>平成29年度においては、東京都渋谷区ほか3区に対象範囲を広げ調整・検討を行った。東京都渋谷区ほか3区に所在する他の独立行政法人は9法人であり、その全ての調達担当者に対して、</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>消耗品等の共同調達について、平成29年度においては対象範囲を広げ東京都渋谷区ほか3区に所在する他の独立行政法人との間で実施することにより経費を節減できないか、検討状況等を聴き取り、調整を行いました。スケールメリットが小さいこと及び調達品目の相違等の理由により共同調達の実施は困難と判断した。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>他の独立行政法人との共同調達については、消耗品等の共同調達について、平成29年度においては対象範囲を広げ東京都渋谷区ほか3区に所在する他の独立行政法人との間で実施することにより経費を節減できないか、検討状況等を聴き取り、調整・検討を行った。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標は達成したと評価できることからB評価としたもの。</p>	

			消耗品等の共同調達の可能性について聴き取り及び調整を行ったが、スケールメリットが小さいこと及び調達品目の相違、既に主務官庁内の他の独立行政法人又は他機関との共同調達を実施している等の理由により、東京都渋谷区ほか3区に所在する他の独立行政法人との共同調達の実施は、現状において困難と判断した。	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報 特になし

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-7	内部統制の推進		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：29年度-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
<p>機構の内部統制委員会の下、内部統制のモニタリングによる定期的な評価の実施や役職員の内部統制に対する意識向上を図る等、実効性のある内部統制システムの運用に努めること。</p> <p>また、リスク管理委員会の下、リスク評価を定期的実施し、その結果を踏まえ所要の見直しを行うこと。</p>	<p>理事長を委員長とする内部統制委員会の下、内部統制のモニタリングによる定期的な評価の実施や役職員の内部統制に対する意識向上を図る等、実効性のある内部統制システムの運用に努める。</p> <p>また、理事長を委員長とするリスク管理委員会の下、リスク評価を定期的実施し、その結果を踏まえ所要の見直しを実施する。</p>	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制に係る教育の実施 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実効性のある内部統制システムの運用状況 ・的確なリスク管理 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の推進を図るとともに、内部統制システムの見直しについて検討できたかどうか ・リスク管理の検討、審議等を行い、リスク発生防止又はリスク発生時の損失の最小化を図れたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制に対するエルモ全体の意識向上を図るため、支部職員全員を対象に内部統制巡回講習を実施した。 <p>実施に当たっては、支部職員が窓口対応等のため一度に全員が講習に参加できない実状を踏まえ、基本的に各支部2回実施することとし、10月からの支部業務の繁忙期及び各支部の要望を考慮し、9月から巡回講習を開始した。</p> <p>講習資料については、前年の講習資料をベースに、①法令等遵守だけでなく高い倫理観と良識をもって職務に当たることが必要であること、②法令等を遵守することの重要性を上司、部</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制委員会を開催し、平成28年度における内部統制事項の実施状況等について審議し、了承を得た。 ・また、同日にリスク管理委員会を開催し、リスク分析表の見直し案について審議し、了承を得た。 ・両委員会での審議結果を踏まえ、内部統制要領の改正を行うとともに、委員会審議資料については、グループウェアを活用し、全役職員が閲覧できるようにし、情報の共有を図った。 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>内部統制に係る教育の実施については、内部統制に対するエルモ全体の意識向上を図るため、支部職員全員を対象に内部統制巡回講習を実施した。実施に当たっては、支部職員が窓口対応等のため一度に全員が講習に参加できない実状を踏まえ、基本的に各支部2回実施した。</p> <p>また、内部統制委員会を開催し、平成28年度における内部統制事項の実施状況等について審議し、了承を得た。</p> <p>同日にリスク管理委員会を開催し、リスク分析表の見直し案について審議し、了承を得た。</p> <p>両委員会での審議結果を踏まえ、内部統制要領の改正を行うとともに、委員会審議資料については、グループウェアを活用し、全役職員が閲覧できるようにし、情報の共有を図った。</p> <p>以上のことから、当該目標を達成したと評価できることからB評定としたもの。</p>	

下の双方に求められることに分けて説明するなど、法令等遵守の内容を充実させ、職員のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、講習の中で具体的な事例を基に職員が自ら考え、他の支部職員と意見交換する内容とするなど、より職員の理解が深まるよう工夫した。

・平成29年6月9日、理事長を委員長とする内部統制委員会（民間有識者である外部委員を含む。）を開催し、平成28年度における内部統制事項の実施状況及び評価並びに内部統制要領の改正及び内部統制巡回講習の計画について審議し、了承を得た。

同委員会での審議結果を踏まえ、内部統制要領の改正を行うとともに、内部統制事項の実施状況及び評価については、グループウェアで全役職員が閲覧できるようにし、情報の共有を図るなど内部統制の推進に努めた。

・平成29年6月9日、理事長を委員長とするリスク管理委員会（民間有識者である外部委員を含む。）を開催し、同委員会の下に置かれたリスク管理作業グループにおいて「制度改正等により新たなリスクが発生してい

				<p>ないか」、「把握しているリスクの重要性が変動していないか」、「リスクの対応策（コントロール）について見直しの必要はないか」、との観点で検討したリスク分析表の見直し案について審議し、了承を得た。</p> <p>見直されたリスク分析表については、グループウェアを活用し、全役職員が閲覧できるようにし、情報の共有を図った。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-8	情報セキュリティの対策の推進		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：29年度-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を実施し、情報セキュリティの強化を図ること。	政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、情報セキュリティ対策基準を適時適切に見直すとともに、役職員のセキュリティ意識の向上を図るため、教育テキスト及び映像コンテンツを用いた教育、標的型攻撃メールに対応するための訓練及び教育を実施する。また、情報セキュリティ規程が遵守されていることを確認するための監督検査を実施する。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ教育訓練の実施 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ対策基準の適時適切な見直し 情報セキュリティ監督検査の実施 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ教育訓練の実施について、職員の意識の向上を図ることを念頭に実施できたかどうか。 情報セキュリティ対策基準の見直しを行うなど、適切な情報セキュリティ対策を実施し、情報セキュリティの強化が図られているかどうか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報システムを利用する役職員に対して、情報セキュリティ規程を遵守させ、また、情報セキュリティ対策の重要性等必要な知識を習得させるために、平成29年度情報セキュリティ教育訓練の実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、これに基づき、次の取組を行った。 (1) 情報セキュリティ教育 <ul style="list-style-type: none"> 独自に作成した教育テキスト及びeラーニングを活用した映像コンテンツを用いて、全役職員を対象にした教育を着実に実施し、当該教育の理解度等を確認するため、職員を対象とした情報セキュリ 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティに関する個別教育及び巡回教育並びに標的型攻撃メールに対処するための訓練の実施等により、職員の意識の向上と情報セキュリティの強化を図った。 情報セキュリティ規程の遵守状況を確認するとともに、システムのセキュリティ対策及び運用管理に関する外部監督検査を行い、情報セキュリティの確保を図った。 対策基準につ 	<p>評価</p> <p>B</p> <p>情報セキュリティ教育訓練の実施については、情報セキュリティに関する個別教育及び巡回教育並びに標的型攻撃メールに対処するための訓練の実施等により、職員の意識の向上と情報セキュリティの強化を図った。</p> <p>また、情報セキュリティ規程の遵守状況を確認するとともに、システムのセキュリティ対策及び運用管理に関する外部監督検査を行い、情報セキュリティの確保を図った。</p> <p>以上のことから、当該目標を達成したと評価できることからB評定としたもの。</p>	

ティに関するミニテストを実施した。

また、平成28年度に引き続き、職員の情報セキュリティに対する意識向上を図るため、端末起動時に、ミニテストで正答率の低かった問題の関連規程及び時宜に即した注意喚起を内容とするポップアップ表示を行った。

また、標的型攻撃メールを受信した場合に、受信した職員がとるべき対処などを中心に、支部職員全員に分かりやすく解説する形で教育を実施した。

さらに、情報セキュリティ規程の遵守状況について、職員自らがチェックする自己点検を実施した結果、情報セキュリティに対して、高い意識を持って業務に取り組んでいることが確認できた。

(2) 情報セキュリティ訓練

実施計画に基づき標的型攻撃メールに対処するための訓練を2回実施した。

この訓練では、添付ファイルを開封したり、マクロを実行することにより、情報を盗み出すウイルスを感染させるよう誘導する標的型メールが送付されたという想定をもとに、関連規定に基づいた対処

いは、概ね適合していることを確認した。

が適切かつ迅速にできるかを主眼として実施した。2回目の訓練においては、より職員の対処能力が向上するよう工夫し、実施した。結果、対処率100%（25名中25名が適切に対処）を達成し、高い対処能力を確認できた。

本訓練では各個人端末の状況下で体験実施したことにより、職員各人が情報セキュリティの必要性をより現実的なものと捉え、訓練の必要性の理解及び対処意識の向上を図ることができた。また、昨年度実施した情報セキュリティ訓練結果より対処率が向上（昨年度対処率97.4%）しており、職員の情報セキュリティに対する意識が確実に浸透していることを確認できた。

・情報セキュリティ監督検査の実施計画を策定し、これに基づき、次のとおり着実に実施した。

京丹後支部、佐世保支部及び沖縄支部を対象として、システムを利用して業務を遂行するに際し、システム運用及び情報の取扱い等に関して、情報セキュリティ規程を遵守していることを確認するため

			<p>の監督検査を実施した。</p> <p>また、システム監査を専門とする業者によるシステムのセキュリティ対策及び運用管理に関する検査を実施しました。応募システムを中心に検査を行った結果、セキュリティの強化に関する意見が付されたため、情報セキュリティを確保するための必要な措置としてシステム改修を実施した。</p> <p>・ 機構の情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）については、これまで統一基準群の改正の都度、その内容を検証し、必要に応じて改正等を行ってきた。平成29年度は、対策基準と現行の統一基準群の規定内容を検証し、現行の対策基準は概ね適合していることを確認した。</p>		
--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報 特になし</p>

年度評価 項目別評定調書

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-9	情報公開・個人情報の保護		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号：29年度—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知及び教育を実施すること。	「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知及び教育を実施する。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する周知及び教育の実施 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開への適切な対応 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する周知及び教育の実施に個人情報の取扱いに対する意識の深化を図ることを目的に、教育を実施したかどうか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する個人情報の適切な管理に資するために「平成29年度個人情報保護教育研修計画」（個人情報保護・情報セキュリティ委員会決定）を定め、各種研修において職員の教育や、個人情報保護の現場責任者である各支部保護管理者等に対して、本部の個人情報の担当者が巡回教育を実施した。 全役職員の使用するパソコン起動時にポップアップ画面を表示するなど、個人情報保護に係る周知を行った。 ・個人情報の保護については、保有する個人情報を取り扱う職員に対し、個人情報に関する規程の遵守、また、 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護については、各種研修等で教育を行うとともに、現場責任者である各支部保護管理者等に対して、巡回教育を実施した。 ・情報公開請求への適切な対応については、情報公開制度の趣旨を踏まえ、開示請求をしようとする方の利便性に配慮し、全国に9か所（本部及び各支部）の窓口を設置している。 	<p>評価</p> <p>B</p> <p>個人情報の保護に関する周知及び教育の実施については、各種研修等で教育を行うとともに、現場責任者である各支部保護管理者等に対して、巡回教育を実施した。</p> <p>また、情報公開請求への適切な対応については、情報公開制度の趣旨を踏まえ、開示請求をしようとする方の利便性に配慮し、全国に9か所（本部及び各支部）の窓口を設置している。</p> <p>以上のことから、当該目標を達成したと評価できることからB評価としたもの。</p>	

			<p>個人情報の重要性、職責に応じた役割・責任など、個人情報の取扱いに対する意識の深化を図ることを目的に、教育を実施した。</p> <p>・「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の情報公開に関する規則（平成14年駐労規第41号）」を定め、保有する法人文書の開示を行っており、平成29年度の開示請求の実績は、0件であった。</p>		
--	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>